

適正な工事監理の実施について

下記資料を参考に、適正な工事監理に努めてください。

◆『工事監理ガイドライン』（平成 21 年 9 月 1 日 国土交通省策定）

○工事監理ガイドラインの策定について

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html

○ 工事監理ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/000048526.pdf>

○ 工事監理ガイドライン（別紙）

<http://www.mlit.go.jp/common/000048527.pdf>

別紙 1 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

別紙 2 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

別紙 3 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事）

別紙 4 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

別紙 5 確認項目及び確認方法の例示一覧（戸建木造住宅：軸組工法、桝組壁工法）

○ 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン策定について

<http://www.mlit.go.jp/common/001121965.pdf>

基礎ぐい工事の適切な施工を確保するために講ずべき措置（平成 28 年 3 月 4 日国土交通省告示第 468 号）

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000403.html

◆『建築構造審査・検査要領 - 実務編 検査マニュアル - 2016 年版』（日本建築行政会議 編集）

また、第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係） 完了検査申請書 第四面 工事監理の状況 の記入においては、申請書末尾の注意書きに留意し、記入例を参考として工事監理の状況を具体的に記入してください。

（注意）抜粋

5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第 7 条の 5 及び第 6 8 条の 2 0 第 2 項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第 3 9 条第 3 項、第 8 1 条第 1 項第三号、第 8 2 条の 5 第七号又は第 1 3 7 条の 2 第一号イ (3) の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上に用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第 2 0 条の 7 第 1 項第一号に規定する内装の仕上に用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上の部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上」は、建築基準法第 3 5 条の 2 の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第 2 8 条第 1 項の規定の適用を受ける部分及び同法第 3 5 条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑩ 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑪ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。